

新型インフルエンザ対策に関するアンケート結果

※ 今般の新型インフルエンザへの対応を踏まえ、厚生労働省への改善要望事項について、平成 21 年 5 月に全都道府県にアンケートを実施（自由記述）。

※ 「区分」欄について

A：5 月 18 日緊急決議に反映済 B：5 月 28 日緊急要望に反映済

C：平成 20 年 5 月 22 日知事会要望と重複 D：未反映

((A)～(B)は、ほぼ反映済、(C)は、ほぼ重複しているものを示す。)

項目	回答内容	区分
1 現行の行動計画、ガイドラインについて	① 社会活動の制限等の実施に必要な根拠法令を整備すべきである。	A C
	② 日本だけが過剰な対応を行うのではなく、諸外国の対応と足並みをそろえるべきである。	D
	③ 計画等の策定・改定に当たっては、作業段階から地方公共団体を参画させること。	D
	④ 「基本的対処方針」に基づく地域区分だけで一律に定めるのではなく、医療や教育、保育等、分野ごとに弾力的な対応ができるようにされたい。	B
	⑤ 大都市圏と地方では取るべき対応も異なることから、柔軟な対応ができるようにされたい。	D
	⑥ 感染症法上の位置づけ（類型等）について、柔軟に対応すること。	D
	⑦ ウィルスの毒性に応じ、柔軟な対応が可能な行動計画等が必要である。	(B)
	⑧ 学校の休校に伴い自宅待機となる児童・生徒のうち、保護者がいない児童・生徒への対応について、文部科学省と連携の上検討すること。	D
2 新型インフルエンザに係る症例定義及び届出について	① 疑似症患者の届出基準を明確化すること。	D
	② 疑似症患者の定義において、地域要件を必須とすること。	D
	③ 全ての疑似症患者について、入院勧告を行うべきではない。	D
	④ 現状に即した症例定義を示すこと。なお、症例定義変更については、状況の変化に応じて迅速に行うとともに、現場の混乱を招かないよう、わかりやすい形で示すこと。	D
	⑤ 公表については、疑似症ではなく、PCR検査による確定後とすべきである。	D
3 保健所による健康監視について	① 検疫所からの通知内容に不備があり、追跡調査に困難が生じた事例が見られるので、情報をより正確なものとする事。	D
	② 外国人への対応に関する語学的な問題も含め、健康監視は負担が大きく、実施方法を見直す必要がある。	D

項目		回答内容	区分
4 医療体制の確保について	(1) 発熱外来の設置について	① 医療法上の手続きの簡略化を図られたい。	B
		② 発熱外来の法的位置づけや設置・運営基準を明確にすべきである。	D
		③ 発熱外来の設置・運営に要する費用について、財政支援するべきである。	A B C
	(2) 入院病床の確保について	① 感染症病床のみでは受け入れられない事態が想定されるため、感染症病床以外の病床を含めた設備整備・運営費等（空床補償等を含む）の財政支援が必要である。	D
		② ウィルスの毒性に応じ、入院患者の受け入れが柔軟に対応できるように、感染症法の運用を見直されたい。	D
		③ 病床過剰地域においても、一時的な増床・病院開設許可を認めるべきである。	D
	(3) 医療従事者の確保について	① 医療従事者（救急隊員等搬送従事者を含む）に対する補償制度が必要である。	B C
		② 開業医等が発熱外来の業務に携わる場合の、身分保障を明確にすべきである。	(B)
		③ 開業医等が発熱外来の業務に携わる場合の、休業補償の制度が必要である。	(B)
		④ 一次救急医療体制の維持について、支援を行うこと。	A
		⑤ 早期からより多くの医療関係者の協力を得られるよう、日本医師会等の関係団体との調整を行われたい。	D
	(4) 医療物資（感染防護具、人工呼吸器等）の確保について	① 国の責任において、医療物資（感染防護具・診断キット等）の安定生産・供給体制を確保すべきである。	A B
		② 医療物資の購入に要する経費について、交付金を早期に執行すべきである。	D
③ 医療物資の購入経費について、財政支援すべきである。		A C	
5 抗インフルエンザ薬・ワクチン	(1) 抗インフルエンザウイルス薬の確保について	① 都道府県が備蓄するタミフル等について、放出のタイミングを明示されたい。	D
		② 国の責任において、タミフル・リレンザ等の安定供給を図られたい。	A B
		③ 予防投与用のタミフルの放出のタイミング及び方法、費用負担のあり方、都道府県が放出した場合の国からの補填等について示されたい。	D
		④ ウィルスの毒性に応じた予防投与の考え方を示されたい。	D
		⑤ 第2波以降及び強毒性インフルエンザに備えた備蓄を行うこと。	D

項目	回答内容	区分	
	⑥ タミフル等の予防投与の費用に対する財政支援が必要である。	D	
	⑧ 10代の感染者が多いことや、耐性菌が出た場合の対応を考慮し、リレンザ等の備蓄を増やす必要がある。	D	
	⑨ 使用期限経過後の対応を示されたい。	D	
	(2) ワクチン接種について	① ワクチン接種に関するガイドライン（接種の範囲・優先順位・費用負担等）を示されたい。	AC
	② 早急にワクチンを開発・生産すること。	A	
6 国からの情報提供について	① 国から地方公共団体等への情報提供を確実に行うとともに、少なくともマスコミへの公表と同時に行うこと。（情報提供が遅い）	AB	
	② 情報の発信元・送信先にばらつきがあり、対応が混乱する事例が見られるので、情報を整理し、発信元・送信先を一元化すること。	B	
	③ HPへの掲載など、周知方法の簡略化を図られたい。	D	
	④ 日本医師会等の関係団体へ周知されたい。	D	
	⑤ 国の責任において、国内感染者の臨床データ等を迅速に収集・分析することにより、感染力及び病原性等に関する知見を集積し、的確な情報を各自治体、医療関係者等に提供すること。	D	
7 住民への情報提供・啓発について	① 正確な情報に基づく落ち着いた報道が行われるよう、適切な情報提供に努められたい。	(A)	
	② 国民の不安を解消するため、ウイルスの毒性や症状、予防方法、医療機関の役割分担等に関する情報をわかりやすく提供すべきである。	AC	
	③ パニック防止の観点から、報道機関との協定締結を検討されたい。	C	
	④ 効果的な広報を行うため、実施時期や内容について国と地方公共団体において情報を共有すべきである。	(B)	
	⑤ 24時間の相談電話については、実施方法を再考されたい。	D	
	⑥ 第2波以降に備えた情報提供・普及啓発を行うべきである。	D	
	⑦ 障害者や外国人への対応方法などを明示すべきである。	D	
	⑧ 政府広報を充実されたい。	D	
	⑨ 患者（感染者及び疑似症患者等）のプライバシー保護について、検討すべきである。	(A)	

項目	回答内容	区分
	⑩ 発熱相談センターの設置・運営について、国の支援が必要である。	D
	⑪ 発熱相談センターについて、一般的な相談・質問等への対応は、各都道府県で行う必要はなく、ブロック単位で1カ所程度とし、具体的な発熱等に係る相談のみ、各都道府県で対応することとすべきである。	D
8 その他	① 地方衛生研究所での検査態勢について、財政支援が必要である。	D
	② 地方分権の趣旨に従い、地方への義務づけを行う場合には、地方との協議を行った上で法制化すること。	D
	③ 高リスク者（透析患者、慢性疾患患者、妊婦等）への配慮について、明確にすべきである。	D
	④ 市町村と連携した対応について、十分に調整することが必要である。	(A)
	⑤ 風評被害に伴う修学旅行の延期・中止や学校や各種施設の臨時休業等に伴い発生する損失について支援すべきである。	A
	⑥ 不要不急の調査等は中止されたい。	D
	⑦ 福祉施設に対する財政支援が必要である。	D
	⑧ 医療機関からの相談に対する窓口が必要である。	A
	⑨ 強毒性の新型インフルエンザ対策の継続が必要である。	A
	⑩ 新型インフルエンザ対策に関しては、危機管理上都道府県の権限を強化し、保健所設置市への指導等を可能とすべきである。	D
	⑪ パンデミック時にも、生活必需品の安定供給を図ること。	(C)
	⑫ 小児の特性を踏まえた対応方針を示すこと。	D